

## 川崎市都市計画道路網のあり方検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市の都市計画道路網を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、長期未着手路線や区間の見直しについても視野に入れながら、本市の目指す将来像（広域調和・地域連携型都市構造）を実現する都市計画道路網の再構築を図ることを目的として、川崎市都市計画道路網のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画道路網のあり方に関する検討及び庁内意見の調整
- (2) その他都市計画道路網のあり方検討に関し必要な事項

### (組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる者を委員として構成する。

### (座長)

第4条 検討会議に、座長を置く。

- 2 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 3 座長は、まちづくり局計画部長を充てる。

### (作業部会)

第5条 検討会議の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、検討会議委員が指名した者を充てることができる。
- 3 作業部会に、部会長を置く。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、まちづくり局計画部都市計画課都市基盤担当課長を充てる。

### (関係者の出席)

第6条 検討会議又は作業部会において必要と認める場合は、それぞれの会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 検討会議の事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が検討会議に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

総務局 危機管理室 担当課長  
総合企画局 都市経営部 企画調整課担当課長  
財政局 財政部 財政課長  
経済労働局 産業政策部 企画課長  
環境局 環境対策部 交通環境対策課長  
建設緑政局 計画部 企画課長  
建設緑政局 計画部 企画課 計画調整担当課長  
建設緑政局 計画部 広域道路課長  
建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課長  
建設緑政局 南部都市基盤整備事務所長  
建設緑政局 北部都市基盤整備事務所長  
建設緑政局 自転車対策室 担当課長  
港湾局 港湾経営部 経営企画課長  
港湾局 港湾経営部 整備計画課長  
川崎区役所 企画課長  
川崎区役所 道路公園センター 整備課長  
幸区役所 企画課長  
幸区役所 道路公園センター 整備課長  
中原区役所 企画課長  
中原区役所 道路公園センター 整備課長  
高津区役所 企画課長  
高津区役所 道路公園センター 整備課長  
宮前区役所 企画課長  
宮前区役所 道路公園センター 整備課長  
多摩区役所 企画課長  
多摩区役所 道路公園センター 整備課長  
麻生区役所 企画課長  
麻生区役所 道路公園センター 整備課長  
上下水道局 水道部 水道計画課長  
上下水道局 下水道部 管路課 維持管理担当課長  
交通局 企画管理部 経営企画課長  
交通局 高速鉄道建設本部 担当課長  
まちづくり局 総務部 企画課長  
まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課長  
まちづくり局 交通政策室 担当課長  
まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課長  
まちづくり局 計画部長  
まちづくり局 計画部 都市計画課 都市基盤担当課長